

議案第79号

米原市防雪事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について

米原市防雪事業負担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて
議会の議決を求める。

平成27年9月3日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

この条例に基づき徴収する負担金について、道路法（昭和27年法律第180号）の規定によるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づくものであることを明確にするため、この案を提出するものである。

米原市防雪事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

米原市防雪事業負担金徴収条例（平成 17 年米原市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 61 条」の次に「または地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条」を加える。

第 4 条中「かかる」を「係る」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市防雪事業負担金徴収条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市防雪事業負担金徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号)第61条または<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条</u>の規定に基づき、市が施行する防雪事業(以下「事業」という。)に要する費用に充てるため、当該事業により特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から負担金を徴収する。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>(負担金の徴収)</p> <p>第4条 負担金は、事業の施行に<u>係る</u>地域内の受益者から徴収する。</p> <p>第5条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>米原市防雪事業負担金徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号)第61条の規定に基づき、市が施行する防雪事業(以下「事業」という。)に要する費用に充てるため、当該事業により特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から負担金を徴収する。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>(負担金の徴収)</p> <p>第4条 負担金は、事業の施行に<u>かかる</u>地域内の受益者から徴収する。</p> <p>第5条以下 略</p>